

第1項

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進



目標

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持って安心して暮らせるまち

数値

老人大学修了者数 (累計)	2005年度	63,263人
	2011年度	79,400人

目標

高齢者を対象とした公民館講座	2005年度	1,656回
	2011年度	1,735回

取り巻く環境(現状と課題)

超高齢社会の到来

本市は、これからの10年間で団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、2016年度(平成28年度)には高齢化率が28.6%になると予想されており、4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えます。認知症対策など超高齢社会に対応したまちづくりが必要です。

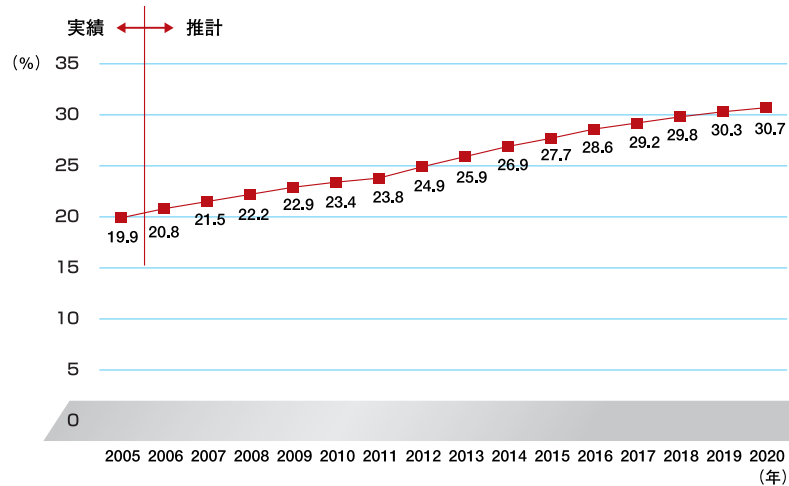
地域で支え合う体制づくり

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるように、ボランティア・NPO活動への支援など、地域全体で協働して支え合う体制づくりが必要です。

高齢者の社会参加の促進

高齢者の多くは元気で活動的です。この活動的な高齢者が、積極的にまちづくりへ参加できる仕組みが必要です。

高齢化率の推計の推移



(注)2005年(平成17年)は総務省「国勢調査報告」、それ以外は推計値。年齢不詳を含む。
(資料)国勢調査

57 団塊の世代:P13の脚注参照。
58 高齢化率:総人口に占める65歳以上の割合のこと。
59 超高齢社会:P14の脚注参照。
60 認知症:単なるもの忘れではなく、脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が送れなくなった状態のこと。
61 NPO:P15の脚注参照。

「目標」を達成するための取組

地域生活の支援

高齢者が、住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、民生委員やボランティアによる見守り活動、地域包括支援センターなどによる相談活動、成年後見制度の普及、虐待防止などにより、地域生活の支援に努めます。

- 一人暮らし高齢者等への生活支援
- 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が活躍できるまちづくり

老人大学などの学習機会の充実や社会参加活動への支援、就業機会の拡充などに努めます。

- 生きがい対策・社会参加の推進
- 老人大学の充実
- シルバー人材センターの充実



シルバー人材センターの活動



老人大学の風景



老人大学入学式

市民として

地域で一人暮らしの高齢者などを見守りましょう。

62 地域包括支援センター:高齢者の総合相談窓口として、介護予防ケアプラン作成、高齢者の生活支援のための地域ネットワークづくりなどを行う、地域の介護予防拠点となる機関のこと。
63 成年後見制度:認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理や日常生活での様々な契約などを支援していく制度のこと。
64 シルバー人材センター:高齢者に、臨時的・短期的な就業機会を確保・提供することを目的に設立された都道府県知事の許可を受けた公益法人のこと。

第2項

介護保険サービス 基盤の整備



目標 安心して介護サービスを受けることができるまち

数値目標	介護相談員 ^{※65} の派遣事業所数(累計)	2006年度	31事業所
		2011年度	71事業所

介護保険の総費用が増大

介護保険は、在宅サービスを中心に利用が増大し、総費用も増加しています。これから超高齢社会を迎える中で、制度を社会全体で支えることにより持続可能なものとする必要があります。

介護保険サービスの質的向上

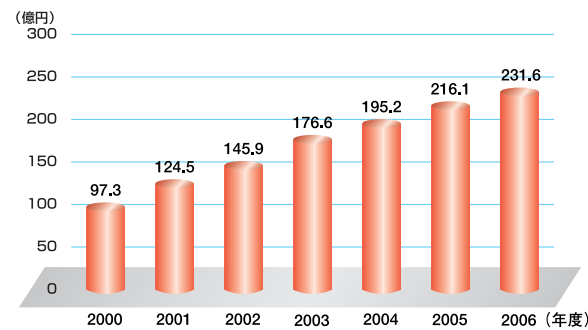
良質なサービスを提供するため、介護支援専門員、訪問介護員、介護保険施設の職員など、介護保険サービスを支える人材の確保や育成の支援が必要です。

利用しやすい制度づくり

介護保険は、老後の安心を支える制度です。利用者が安心してサービスを受けられるように、情報提供や事業者への指導・監督の充実などが必要です。

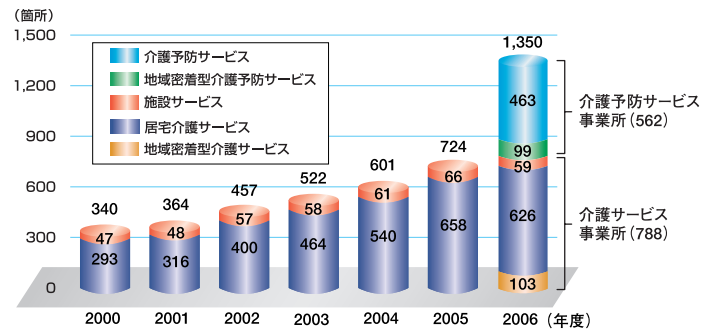
取り巻く環境(現状と課題)

介護サービス給付費の推移



(注)介護サービス給付費は、2000年度(平成12年度)は11か月分。事業所は各年度末。
(資料)福山市資料

指定介護サービス事業所の推移



65 介護相談員:サービスの質的な向上のため、介護保険サービス提供事業所を訪問し、サービス利用者や家庭の相談に応じたり、事業所と意見交換を行う人のこと。
 66 介護支援専門員:ケアマネジャーとも呼ばれ、本人の心身の状況や家族の意見を踏まえて、居宅サービス計画の作成などの業務を行う人のこと。
 67 訪問介護員:ホームヘルパーとも呼ばれ、家庭を訪問して身体介護や生活援助などの日常生活の援助業務を行う人のこと。

「目標」を達成するための取組

介護保険制度の円滑な運営

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じたサービスを提供します。

- 介護給付サービスの円滑な提供
- 居宅介護支援の充実

介護保険サービスの質的向上

介護相談員の派遣事業所の拡大やサービス事業者の指導などを充実させ、利用しやすい制度に向けた取組を進めます。

- 介護相談員派遣事業の充実
- サービス事業者の指導・監督
- 広報啓発活動を含めた情報提供



市民として

介護保険制度を有効に活用して、みんなで支えましょう。

第3項

介護予防と健康づくりの推進



目標 いつまでも自立していきいきと楽しく暮らせるまち

数値目標	2011年度に介護が必要となる(要支援 ⁶⁸ ・要介護 ⁶⁹)高齢者の割合	
	介護予防を行わなかった場合の推計	23.3%
	介護予防を行った場合の推計	22.1%

取り巻く環境(現状と課題)

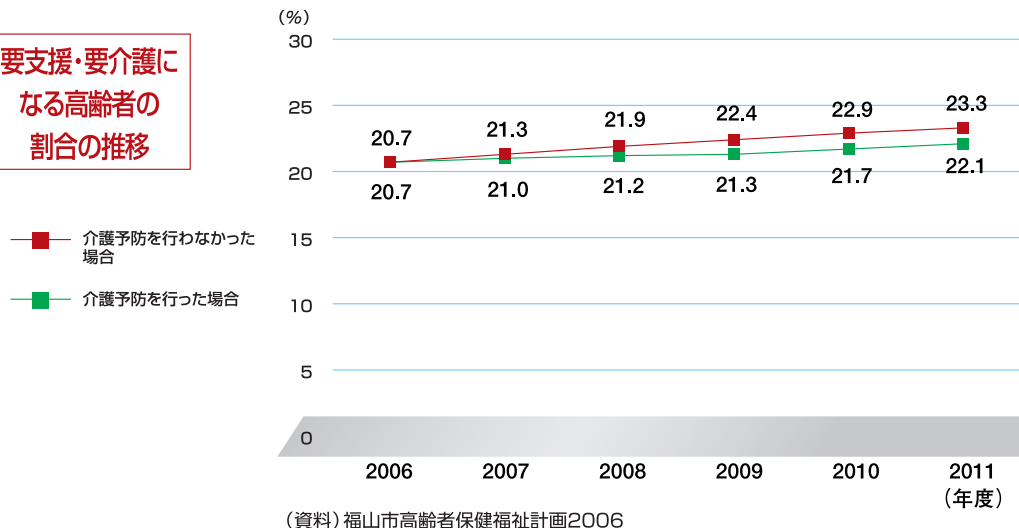
介護予防の重要性

要介護者などの増加により、介護予防の重要性が増大しています。超高齢社会において、高齢者が地域でいきいきと生活できるよう、健診などを通じ特定高齢者⁷⁰の把握に努めるとともに、介護予防事業と健康づくりを充実することが必要です。

健康づくりの必要性

生活習慣病などは、生活機能を低下させる原因となります。病気の早期発見や早期治療にとどまらず、家庭や地域で日ごろから健康づくりに取り組むことが必要になっています。

要支援・要介護になる高齢者の割合の推移



68 要支援:日常生活は何とか自力でできるが、一部支援が必要な状態のこと。
 69 要介護:日常生活上、自力では困難なことについて介護が必要な状態のこと。
 70 特定高齢者:現在は生活が自立していても、今後介護を受ける状態になるおそれの高い65才以上の高齢者のこと。

「目標」を達成するための取組

介護予防の推進

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防事業(特定高齢者施策)を実施するとともに、全市民を対象とした介護予防事業(一般高齢者施策)を実施します。また、地域包括支援センターの機能充実や介護予防の必要性の啓発に努めます。

- 特定高齢者施策の推進
- 一般高齢者施策の推進

疾病予防の推進

活動的な高齢者が増えるように生活習慣病の予防や高齢者の健康づくりを進めます。

- 生活習慣病予防の推進
- 健康づくりの推進

認知症高齢者支援の充実

認知症に関する正しい理解の普及などを進めるとともに、認知症の人やその家族の状況に応じたサービスを提供します。

- 認知症高齢者への支援の充実
- 家族介護支援の推進



地域包括支援センターでの相談



転倒予防教室

市民として



介護予防の教室などに積極的に参加しましょう。